

【労働・社会政策委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件（うち本院先議1件）、本院議員提出2件、衆議院議員提出1件の合計7件であり、内閣提出4件を可決し、衆議院議員提出1件を修正議決した。

また、本委員会付託の請願16種類171件のうち、3種類59件を採択した。

〔法律案の審査〕

市民活動促進法案は、第139回国会に衆議院において熊代昭彦君外4名から提出され、翌第140回国会で同院において修正議決された後、本院において同国会及び第141回国会で継続審査になっていたものであり、その内容は、市民活動を行う団体に広く法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与しようとするものである。すなわち、団体への法人格の付与については簡便な認証方式を採用するとともに、その活動の是非を法人情報の開示等により市民の判断にゆだねるなど、行政庁の関与を必要最小限にとどめるほか、当該法人の税制上の取扱いについては基本的に「人格のない社団」と同じ扱いにすること等を規定している。

非営利法人特例法案は、第141回国会に本院の笠井亮君外2名から発議され、本院において継続審査になっていたものであり、営利を目的としない自主的な民間団体全般を対象とし、準則主義に則して法人格を付与することなどを規定している。

市民公益活動法人法案は、第141回国会に本院の山本保君外3名から発議され、本院において継続審査になっていたものであり、法人格付与に当たっていかなる分野の公益活動も排除しないこと、一定の基本基金の保有を義務づけることなどを規定している。

以上のいわゆるNPO関連3法案は、これまで旧内閣委員会に付託されていたが、委員会再編に伴い、今国会において、本委員会に付託されることとなったものである。

委員会においては、これら3法案は一括して審査に付され、民法法人との整合性、12項目に活動分野を限定したことの意義、法人格付与に準則主義を採ることの適否、法人に基本基金保有を義務づけることの是非、宗教活動や政治活動等を制限することの妥当性、法人認証に当たっての所轄庁の審査の在り方、「市民活動」という言葉の概念、暴力団等の団体を排除することの必要性、情報公開充実の必要性、行政庁の関与・監督の在り方、税制上の優遇措置の必要性等について質疑が行われた。

また、参考人として、日本NPOセンター常務理事・事務局長山岡義典君、弁護士福島瑞穂君、芸術文化振興連絡会議議長江見俊太郎君、経団連1%クラブ会長若原泰之君、日本民際交流センター代表秋尾晃正君、株式会社電通総研研究主幹伊藤裕夫君を招致し、意見の聴取と質疑が行われた。

一方、質疑における修正要求、参考人の意見、関係団体の要望等を踏まえ、理事会構成メンバーの間で修正協議が重ねられた。

労働社会

これら3法案のうち市民活動促進法案に対する質疑を終局した後、自由民主党の海原理事、狩野理事、民友連の笹野理事、今泉委員、公明の山本委員、社会民主党・護憲連合の大脇理事、新党さきがけの堂本委員の7名を代表して海原理事より、市民活動促進法案に対する修正案が提出された。その内容は、第一に、この法律中の「市民活動」を「特定非営利活動」に、「市民活動法人」を「特定非営利活動法人」に、更に法律の題名の「市民活動促進法」を「特定非営利活動促進法」にそれぞれ改めるとともに、第二に、所轄庁に関する規定については、団体委任事務であることを一層明確化し、第三に、法人設立の認証に係る申請書の添付書類としての「誓約する書面」を「各役員が誓う旨の宣誓書の謄本」または「確認したことを示す書面」に改めるほか、認証の基準や情報公開に関する規定を新たに追加する等の9項目にわたるものであった。

次いで、この修正案に関し、「市民活動」を「特定非営利活動」に変更した理由、暴力団排除規定の解釈と運用の在り方等について質疑が行われた。

修正案に対する質疑を終局した後、修正案及び修正部分を除く原案に対し、自由民主党を代表して狩野理事、民友連の竹村理事、公明の山本委員、社会民主党・護憲連合を代表して大脇理事、日本共産党を代表して吉川理事、自由党を代表して都築委員、新党さきがけを代表して堂本委員より、賛成討論が行われた。

討論の後、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致で可決され、市民活動促進法案は修正議決された。

また、本法律案に対し、特定非営利活動の自主性の尊重、税制を含めた見直しへの取組、非営利法人制度の総合的な検討、省庁再編に当たっての責任ある推進体制の構築を内容とする4項目の附帯決議が行われた。

なお、市民活動促進法案は本会議において修正議決され、衆議院に送付されたが、その対案関係にある非営利法人特例法案及び市民公益活動法人法案は審査未了となった。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、国際情勢の変化等に伴い、今後においても駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が予想されることにかんがみ、現行の離職者対策を引き続き講ずる必要があるため、両臨時措置法についてその有効期限を5年間延長しようとするものである。

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案は、雇用を取り巻く諸情勢の変化に的確に対応するとともに、財政構造改革の推進に資するため、雇用保険制度等について、教育訓練給付制度及び介護休業給付制度の創設、高年齢求職者給付金の額等の見直し、失業等給付に要する費用に係る国庫負担の見直し等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、以上2法案は一括して審査に付され、現下の厳しい雇用失業情勢と今後の雇用対策への取組、雇用保険等に係る国庫負担の在り方、教育訓練・介護休業に係る給付内容充実の必要性、高年齢求職者給付金見直しの根拠、両臨時措置法を恒久法に改めない理由、沖縄米軍基地移設等に伴う雇用問題への対応策、沖縄における雇用環境の特殊性、漁業をめぐる国際情勢等について質疑が行われた。

両案に対する質疑終了後、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案については、全会一致で可決され

た。また、雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案については、日本共産党による反対討論の後、多数で可決された。なお、雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に対し、高年齢者雇用・就業対策の充実等を内容とする3項目の附帯決議が行われた。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（本院先議）は、高齢化の進展、金融情勢の変化等に対応して、中小企業退職金共済制度の安定を図るために、退職金額等の見直しを行うとともに、同制度の有する老後所得確保機能の充実に資するため、商工会議所などが行う特定退職金共済制度との通算制度を創設するなど、所要の措置を講ずるものである。

委員会においては、中小企業退職金共済制度の役割とその加入促進策、資産運用の現状と低金利政策転換の是非、高齢化や雇用の流動化に対応した退職金制度の在り方、給付水準の低下が事業主や労働者に及ぼす影響等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数で可決された。なお、本法律案に対し、本制度の普及促進を図るための事業主団体等との連携強化等を内容とする3項目の附帯決議が行われた。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案は、社会保険労務士試験の安定的、効率的な実施体制の構築並びに行政事務の簡素合理化を図るために、同試験に係る事務を、合格の決定に関するものを除き、全国社会保険労務士会連合会に委託できることとともに、社会保険労務士の業務を拡充するなど、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、国家試験の民間委託に当たっての基準、試験制度の公平性・信頼性の確保策、いわゆる士（さむらい）業の業務独占の在り方、労働保険業務の現状と課題、現下の雇用情勢に対する認識と今後の対策等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

〔国政調査等〕

3月10日、伊吹労働大臣から所信を、渡邊労働大臣官房長から平成10年度労働省関係予算について説明を聴取し、3月12日、労働行政の基本施策について質疑を行った。

最近の雇用失業情勢と今後の対応、労働分野の構造改革の影響と対策、競争の促進と終身雇用制の在り方、育児・介護等に係る家庭と仕事の両立支援策等の必要性、精神障害者も含めた障害者雇用対策の推進、労働者派遣法改正の視点、ILO第181号条約の批准に向けた国内法整備、労働基準法違反に対する労働基準監督署の対応、変形労働時間制の運用の実態、パート労働者への雇用保険の適用条件、余暇・家族・ボランティア等社会政策に関する各省の施策と予算、児童虐待の現状と対策、NPO法成立に伴う所轄庁の今後の対応等の問題が取り上げられた。

なお、4月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度労働省関係予算の審査を行い、雇用失業情勢の現状とその対策、若年者の高失業率の要因、中高年齢者の離職の現状とその対策、失業者の増加と雇用保険の収支の見通し、シルバー人材センター事業関係予算、職業能力評価制度の在り方、労働条件に関する紛争の解決援助のための体制整備、事業所内託児施設助成金の拡充等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成10年1月22日（木）（第1回）

- 理事を選任した。
- 労働問題及び社会政策に関する調査を行うことを決定した。
- 市民活動促進法案**（第139回国会衆第18号）について発議者衆議院議員小川元君から趣旨説明を聴いた。
- 非営利法人特例法案**（第141回国会参第3号）について発議者参議院議員笠井亮君から趣旨説明を聴いた。
- 市民公益活動法人法案**（第141回国会参第5号）について発議者参議院議員山本保君から趣旨説明を聴いた。

○平成10年1月27日（火）（第2回）

- 市民活動促進法案**（第139回国会衆第18号）
- 非営利法人特例法案**（第141回国会参第3号）
- 市民公益活動法人法案**（第141回国会参第5号）

以上3案について発議者参議院議員笠井亮君、同山本保君、同戸田邦司君、同都築譲君、発議者衆議院議員小川元君、同河村建夫君、修正案提出者衆議院議員金田誠一君、政府委員、衆議院法制局、総理府、文化庁、文部省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成10年1月29日（木）（第3回）

- 参考人の出席を求めるのを決定した。
- 市民活動促進法案**（第139回国会衆第18号）
- 非営利法人特例法案**（第141回国会参第3号）
- 市民公益活動法人法案**（第141回国会参第5号）

以上3案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

日本NPOセンター常務理事・事務局長	山岡 義典君
弁護士	福島 瑞穂君
芸術文化振興連絡会議議長	江見 俊太郎君
経団連1%クラブ会長	若原 泰之君
日本民際交流センター代表	秋尾 晃正君
株式会社電通総研研究主幹	伊藤 裕夫君

○平成10年2月3日（火）（第4回）

- 市民活動促進法案**（第139回国会衆第18号）
- 非営利法人特例法案**（第141回国会参第3号）
- 市民公益活動法人法案**（第141回国会参第5号）

以上3案について発議者参議院議員山本保君、同吉岡吉典君、同都築譲君、同戸田

邦司君、発議者衆議院議員小川元君、同河村建夫君、同辻元清美君、修正案提出者衆議院議員金田誠一君、政府委員、郵政省、外務省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成10年2月5日（木）（第5回）

- **市民活動促進法案**（第139回国会衆第18号）
- **非営利法人特例法案**（第141回国会参第3号）
- **市民公益活動法人法案**（第141回国会参第5号）

以上3案について発議者参議院議員山本保君、同戸田邦司君、発議者衆議院議員小川元君、同河村建夫君、同辻元清美君、修正案提出者衆議院議員金田誠一君、政府委員、衆議院法制局、厚生省、文部省、建設省、総理府及び参議院法制局当局に対し質疑を行った。

○平成10年2月26日（木）（第6回）

- **市民活動促進法案**（第139回国会衆第18号）
- **非営利法人特例法案**（第141回国会参第3号）
- **市民公益活動法人法案**（第141回国会参第5号）

以上3案について発議者衆議院議員小川元君、同辻元清美君及び修正案提出者衆議院議員金田誠一君に対し質疑を行い、

市民活動促進法案（第139回国会衆第18号）について質疑を終局した後、同案に対し修正案が提出され、同修正案について修正案提出者海老原義彦君、同大脇雅子君、同堂本暁子君及び同山本保君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成10年3月3日（火）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
 - **市民活動促進法案**（第139回国会衆第18号）について討論の後、修正議決した。
(第139回国会衆第18号)
 - 賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由、さき
 - 反対会派 なし
- なお、附帯決議を行った。

○平成10年3月10日（火）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 労働行政の基本施策に関する件について伊吹労働大臣から所信を聴いた。
- 平成10年度労働省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成10年3月12日（木）（第9回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 労働行政の基本施策に関する件について伊吹労働大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成10年3月19日（木）（第10回）

- 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第69号）について伊吹労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年3月24日（火）（第11回）

- 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）
- 雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）
以上両案について伊吹労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年3月27日（金）（第12回）

- 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）
- 雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）
以上両案について伊吹労働大臣、政府委員及び社会保険庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年3月31日（火）（第13回）

- 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）
○雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）
以上両案について伊吹労働大臣、政府委員、文部省、厚生省、人事院、社会保険庁、水産庁及び外務省当局に対し質疑を行った。
- 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）を可決した。
(閣法第13号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由、さき
反対会派 なし
- 雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。
(閣法第12号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、自由、さき
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。

○平成10年4月2日（木）（第14回）

- 参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第69号）について伊吹労働大臣、政府委員及び参考人日本銀行理事本間忠世君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第69号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、自由、さき
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。

○平成10年4月7日（火）（第15回）

- 平成10年度一般会計予算（衆議院送付）
平成10年度特別会計予算（衆議院送付）
平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）
(労働省所管)について伊吹労働大臣、政府委員、外務省及び総務庁当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年4月16日（木）（第16回）

- 社会保険労務士法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）について伊吹労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月23日（木）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保険労務士法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）について伊吹労働大臣、政府委員及び自治省当局に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第71号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由
反対会派 なし
欠席会派 さき

○平成10年6月18日（木）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第655号外58件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第656号外111件を審査した。
- 労働問題及び社会政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要 旨】

本法律案は、我が国における雇用を取り巻く諸情勢の変化に的確に対応するとともに、財政構造改革の推進に資するため、雇用保険制度等において、教育訓練給付制度及び介護休業給付制度の創設、高年齢求職者給付金の見直し等の所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 雇用保険法の一部改正

（1）教育訓練給付制度の創設

職務に必要とされる知識や技能が変化し、多様な職業能力開発が求められている中で、労働者の主体的な能力開発の取組を支援するため、自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた被保険者等に対し、費用の8割に相当する額（上限20万円）の「教育

訓練給付金」を支給する。

(2) 介護休業給付制度の創設

介護休業制度が平成11年度から義務化されることを踏まえ、労働者が介護休業を取得しやすくするとともに、その後の円滑な職場復帰を援助、促進するため、家族を介護するための休業を取得した被保険者に対し、休業前賃金の25%を限度として「介護休業給付金」を支給する。

(3) 高年齢求職者給付金の支給額等の見直し

① 65歳以降に離職した場合に支給される高年齢求職者給付金について、年金との整合性等を踏まえ、その支給額を概ね半分に引き下げる。

② 高年齢求職者給付金に要する費用に係る国庫負担について、年金との整合性等を踏まえ、平成10年度から廃止する。

(4) 失業等給付に要する費用に係る国庫負担の見直し

財政構造改革の趣旨を踏まえ、失業等給付に要する費用に係る国庫の負担額について、平成10年度以後当分の間、現在国庫が負担することとされている額の7割に相当する額とする。

2 船員保険法の一部改正

船員保険法についても雇用保険法の改正と同様、教育訓練給付制度及び介護休業給付制度の創設、高年齢求職者給付金の支給額の変更等の所要の改正を行うほか、失業保険金の所定給付日数等の改善を行う。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、教育訓練給付制度の創設については、平成10年12月1日から、介護休業給付制度の創設、高年齢求職者給付金の支給額の変更及び船員保険における失業保険金等に係る改正については、平成11年4月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について適切な措置を講すべきである。

- 1 本格的な高齢社会の到来を迎え、65歳現役社会の実現を図るために、65歳までの継続雇用の推進等高年齢者雇用・就業対策の一層の充実強化に努めること。
- 2 労働者の自発的な職業能力開発の取組を支援するため、職業能力評価制度の一層の充実を図るとともに、教育訓練給付制度の充実について引き続き検討に努めること。
- 3 職業生活の円滑な継続並びに家庭生活との両立支援に資するため、育児休業及び介護休業の取得状況等を勘案しつつ、これら休業の取得促進を図るとともに、諸制度の充実について引き続き検討に努めること。

右決議する。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要 旨】

本法律案は、国際情勢の変動に即応する米国部隊の配備の変更や我が国の漁業をめぐる国際環境等に照らし、今後においても駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が予想され

ることにかんがみ、現行の駐留軍関係離職者等対策及び漁業離職者対策を引き続き実施するため、両臨時措置法についてその有効期限を延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を5年延長し、平成15年5月16日までとすること。
- 2 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を5年延長し、平成15年6月30日までとすること。
- 3 この法律は、公布の日から施行すること。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、高齢化の進展、金融情勢の変化等に対応して、中小企業退職金共済制度の安定及び充実を図るため、退職金額等の見直しを行うとともに、他の退職金共済制度との通算制度を設ける等の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 基本退職金の額の改定

予定運用利回りの見直しに伴い掛金月額及び掛金納付月数に応じて定まる基本退職金の額を改定する。

2 他の退職金共済制度との通算制度の創設

労働者が、本制度加入企業と商工会議所等が行う特定退職金共済制度加入企業との間を移動した場合に、退職金を通算して支給ができるよう制度を整備する。

3 分割支給制度の改善

退職金の受給方法について、現行の全額一時金払及び全額分割払に加え、新たに一時金払と分割払の併用の方法も選択できることとする。

4 退職金共済契約の申込手続の簡素化

退職金共済契約の申込みを行う際に申込金を添えることを要しないこととする。

5 施行期日

本法律は、平成11年4月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、中小企業に働く労働者が比較的頻繁に労働移動する実情にかんがみ、中小企業退職金共済制度の運用に当たり、次の事項について特段の配慮を行うべきである。

- 1 本制度の普及促進を図るため、地方公共団体及び事業主団体等との連携を一層強化するとともに、増大するパートタイム労働者等に対する加入促進策を積極的に進めること。
- 2 本制度の安定に資するため、その資産運用について、その安全性と有利性の確保に一層努めるとともに、制度運営についての情報公開に努めること。
- 3 少子高齢社会に対応し退職金制度の有する労働者の老後保障機能の充実を図るため、適格退職年金等との通算について検討すること。

右決議する。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（閣法第71号）

【要 旨】

本法律案は、社会保険労務士試験の安定的、効率的な実施体制を構築するとともに、政府の規制緩和推進計画に基づいて行政事務の簡素合理化を図るため、社会保険労務士試験の実施に関する事務を、合格の決定に関するものを除き、外部に委託できることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 社会保険労務士試験の試験事務の外部委託

- (1) 主務大臣（厚生大臣及び労働大臣）は、社会保険労務士試験の試験事務を、合格の決定に関するものを除き、全国社会保険労務士会連合会に行わせることができることとする。
- (2) 同試験事務を連合会に行わせる場合、試験事務に従事する役員等に秘密保持義務を課すこと等、試験事務の適正な実施確保のための規定の整備を行う。

2 社会保険労務士制度の充実

- (1) 社会保険労務士は、労働社会保険諸法令に基づく不服申立てに関する代理を行うことができるのこととする。
- (2) 社会保険労務士会は、所属の社会保険労務士がこの法律等に違反するおそれがあると認めるときは、注意勧告をすることができることとする。

3 施行期日

この法律は、平成10年10月1日から施行する。

市民活動促進法案（第139回国会衆第18号）

【要 旨】

本法律案は、ボランティア活動をはじめとする市民に開かれた自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与するため、市民活動を行う団体に法人格を付与すること等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 本法律において「市民活動」とは、次に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動（衆議院において「保健福祉」を「保健、医療又は福祉」に修正）
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動（衆議院において「地球環境」を「環境」に修正）
- (6) 災害時の救援の活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動

- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
(衆議院修正により追加)
- 2 本法律において「市民活動法人」とは、市民活動を行うことを主たる目的とし、次のいずれにも該当する団体であって、本法律の定めるところにより設立された法人をいう。
- (1) 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。
- ① 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。(衆議院において「及び会員」を削除)
- ② 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
- ② その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。
- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するものでないこと。
- 3 市民活動法人は、その行う市民活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるため、収益事業を行うことができる。
- 4 市民活動法人の所轄庁は、その事務所の所在地を管轄する都道府県知事とし、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあっては、経済企画庁長官とする。
- 5 市民活動法人を設立しようとする者は、定款、役員に係る書類等の一定の書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。
- 6 所轄庁は、認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び申請年月日等の事項を公告するとともに、定款、役員名簿等の書類を申請書を受理した日から1月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。
- 7 所轄庁は、認証の申請が本法律の基準に適合すると認めたときは、その設立を認証しなければならない。
- 8 市民活動法人は、事業報告書等を作成して事務所に備え置き、社員その他の利害関係人に閲覧させるとともに、その写しを所轄庁に提出し、所轄庁は、請求があった場合これを閲覧させなければならない。
- 9 所轄庁は、市民活動法人が法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該市民活動法人に対し、業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は立入検査をすることができる。
- 10 所轄庁は、市民活動法人がその要件を欠くに至ったと認めるときその他法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該市民活動法人に対し、改善を命ずることができる。
- 11 所轄庁は、市民活動法人が改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって所轄庁に事業報告書等の提出を行わないときは、当該市民活動法人の設立の認証を取り消すことができる。
- 12 所轄庁は、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経な

いでも当該市民活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

- 13 市民活動法人に対する税法上の規定の適用については、人格のない社団等とみなす。
- 14 本法律の規定に違反した者等に対する所要の罰則を設ける。
- 15 本法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 16 市民活動法人制度については、本法律施行後3年以内に検討を加え、必要な措置を講ずる。

なお、本法律案は、衆議院において、前掲のほか、報酬を受ける社員の数が3分の1以下であることを市民活動法人の要件とする規定、設立の認証の際に経済企画庁長官が当該市民活動法人が行う事業の所管大臣に意見を求めることができるとする規定、市民活動法人が法令等に違反している等の疑いがあると思料する者は、何人も所轄庁に申し出ることができるとする規定等を削除する等の修正が行われた。

市民活動促進法案委員会修正

【要 旨】

- 1 本法律案のうち、「市民活動」を「特定非営利活動」に、「市民活動法人」を「特定非営利活動法人」に改めるとともに、題名の「市民活動促進法」を「特定非営利活動促進法」に改める。また、目的に関する規定中「市民に開かれた自由な社会貢献活動」とあるのを「市民が行う自由な社会貢献活動」に改める。
- 2 特定非営利活動法人の定義に関する規定中、特定の公職の候補者等若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに「反対するものでないこと」とあるのを、「反対することを目的とするものでないこと」に改める。
- 3 所轄庁に関する規定について、団体委任事務であることを明確化するため、「その事務所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのを「その事務所が所在する都道府県の知事」に改める。
- 4 設立の認証に係る申請書の添付書類のうち、特定非営利活動法人の役員が本法律の定める欠格事由に該当しないこと等を「誓約する書面」については、「各役員が誓う旨の宣誓書の謄本」に改め、また、当該法人が宗教活動を主たる目的としない等の要件に該当することを「誓約する書面」については、「確認したことを示す書面」に改める。
- 5 認証の申請に係る添付書類の縦覧期間を1箇月間から2箇月間に延長する。
- 6 認証の基準として、申請に係る特定非営利活動法人が「暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないこと」を追加する。
- 7 経済企画庁長官の所轄に係る特定非営利活動法人は、同長官に事業報告書等の書類の写しを提出しなければならないこととし、同長官はこれらの写しを当該法人の事務所が所在する都道府県の知事に送付しなければならないこととともに、送付を受けた知事は、これらの写しを、条例の定めるところにより、閲覧させることができる旨の規定を追加する。
- 8 報告及び検査に関する規定中「立入検査」とあるのを「検査」に改める。
- 9 別表に掲げる活動のうち「災害時の救援の活動」とあるのを「災害救援活動」に改める。

【附 帯 決 議】

特定非営利活動の健全な発展に資するため、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

- 1 この法律の施行に当たっては、憲法に規定する信教、結社及び表現の自由に配意し、特定非営利活動の自主性を損なうことのないよう努めること。
- 2 特定非営利活動法人に関し、その活動の実態等を踏まえつつ、税制を含め、その見直しについて、法律の施行の日から起算して2年以内に検討し、結論を得るものとすること。
- 3 民法第34条の公益法人制度を含め、営利を目的としない法人の制度については、今後、総合的に検討を加えるものとすること。
- 4 中央省庁の再編に際しては、この法律の所管及びその施行について、新たな観点から、責任ある推進体制となるよう十分な配慮をすること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
12	※雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案	衆	10. 1.30	10. 3.24	10. 3.31 可決附帯決議	10. 3.31 可決	10. 3.13 労働	10. 3.20 可決附帯決議	10. 3.24 可決
13	※駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	"	1.30	3.24	3.31 可決	3.31 可決	3.13 労働	3.20 可決	3.24 可決
69	中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案	参	3. 3	3.17	4. 2 可決附帯決議	4. 3 可決	4. 10 労働	4. 17 可決附帯決議	4. 21 可決
71	社会保険労務士法の一部を改正する法律案	衆	3. 6	4.16	4.23 可決	4.24 可決	4. 7 労働	4. 10 可決	4. 14 可決

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
141 / 3	非営利法人特例法案	笠井 亮君 外2名 (9.10.13)			10. 1.12	未了				
141 / 5	市民公益活動法人法案	山本 保君 外3名 (9.12. 5)			1.12	未了				

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 送付月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
139 / 18	市民活動促進法案	熊代 昭彦君 外4名 (8.12.16)		10. 3. 4	10. 1.12	10. 3. 3 修正附帯決議	10. 3. 4 修正	10. 3.11 内閣	10. 3.17 可決附帯決議	10. 3.19 可決